

リンテック株式会社 御中

各種認定に関する同意書

当社はリンテック株式会社（以下「リンテック」）が運用する、プリンテリアシリーズ・ウオルコスシリーズ、グラフィカル FR シリーズ、及びパロアデコの各製品（以下「指定メディア」）において、下記の項目を遵守することに同意いたします。

第1条 各種認定について

1. リンテックが指定する材料（各種専用メディア及びラミネートフィルム、専用オーバーコート液）の使用を遵守すること。
2. リンテックが指定するインクジェットプリンター・インクを使用すること。
なおインクにおいてはプリンターメーカーが指定する純正インクを使用し、他社製インクやサードパーティ製インクを使用しないこと。
3. リンテックが指定する加工機の使用及び加工方法を遵守すること。
4. リンテックが指定する梱包方法にて出荷梱包を行なうこと
5. 上記を遵守して作成された完成品に対してのみ、リンテックより各種認定を受けることができるものとする。

第2条 ホルムアルデヒド大臣認定について

1. 指定メディアにホルムアルデヒドの移染が起こらないよう、インクジェットプリンターの設置拠点や作業環境における管理を行うこと。
2. プリンター設置拠点および作業環境のホルムアルデヒド濃度測定は、リンテックもしくはリンテックサインシステム株式会社（以下「リンテックサインシステム」）が行うこと。基準値に合格しない場合は、リンテックもしくはリンテックサインシステムが指示する作業環境等の改善を実施すること。
3. プリンター設置拠点の移転や作業環境のレイアウト変更、また機種や加工機等の入替を行なう場合は、事前にリンテックおよびリンテックサインシステムに届け出て、変更後に再度ホルムアルデヒド濃度測定を実施すること。
4. プリンター設置拠点や作業環境におけるホルムアルデヒドのガス濃度を適切に管理し、その責任を負うこと。

第3条 各種認定の申請について

1. 各種認定の申請においては各種認定の適合条件を確認の上申請をすること。
2. 各種認定の申請はリンテックが指定する書式、また専用ウェブサイトにて申請すること。
3. 各種認定の申請は登録者本人が申請すること。
4. ホルムアルデヒド大臣認定の運用に関しては、事前に同意者のプリンター設置拠点や作業環境のホルムアルデヒド濃度測定を実施しその基準に合格をすること。
また申請者はリンテックもしくはリンテックサインシステムが行なう運用講習を受講すること。
上記確認ができない場合はホルムアルデヒド大臣認定の運用は認められない。
5. 申請の際、必ず当社が管理をする製作指示書NO. を記載すること。
6. 申請の際、指定材料の使用数量の報告を物件ごとに、必ず行なうこと。
7. 交付された各種大臣認定書書類（写し）、防火施工管理ラベル、またホルムアルデヒド大臣認定ラベル等は、申請した物件における使用目的においてのみ使用し、その他の目的には絶対に使用しないこと。
8. 各種認定の申請においては虚偽の申請をしないこと。

第4条 損害賠償

1. 当社は、本同意書を遵守しないためにリンテック、リンテックサインシステムまたは第三者に発生した損害に対し、その賠償の責を負うものとする。
2. 当社は、本同意書を遵守しないために当社に生じた損害についてリンテックまたはリンテックサインシステムに対し請求しないものとする。

第5条 同意書の再提出

当社は、当社のプリンター設置拠点が変更となった場合、また登録者が変更になった場合には再度本同意書を提出します。

第6条 協議事項

本契約に定めのない事項または本契約の解釈について疑義が生じた事項について、双方誠意をもって協議し、これを解決するものとする。

第7条 合意管轄

本同意書に関する紛争が生じた場合は、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

以上、同意書締結の証として、記名押印またこれにかわる電磁的処理を施した文書を作成の上、本同意書を提出する。

年 月 日

登録者： 会社名

住所

所属部署

役職

氏名

印